第　○　回○○国際会議

必要に応じて追加出来るよう「等」としています

寄附金品および登録参加費等の管理規程

第１条　　第○回○○国際会議開催のための準備、運営のため集められる寄附金品・　　　　参加登録費等、その他これから生じる預金利息の管理については、この規程により、第○回○○国際会議組織委員会会長（以下「会長」という）により委嘱された実行委員会・事務局長（以下「事務局長」という）が行うものとする。

必要に応じて追加及び削除してください

第２条　　受け入れられた寄附金品・参加登録費その他受入金品は収入帳簿に次の事項を記入のうえ、現金は直ちに指定銀行に預け入れ、または厳重に鍵のかかる容器に保存するものとする。

1. 寄附金品：寄附金品受入れの年月日、寄附者の名称または氏名、寄附金額、発行領収書番号、その他の必要事項
2. 参加登録費：参加登録費受入れの年月日、参加登録費納入者名、参加登録費の額、参加登録費認証番号、その他の必要事項

この寄附金にJNTOの交付金は含まれません

1. その他の受入金品に関する事項については（1）の寄附金品の記入法に準ずる

第３条　　寄附金については、前条第1号の収入帳簿に記入後、すみやかに会長名義の領収書を寄附金納入者に送付するものとする。

第４条　　寄附金の収入金は、事務局長が管理し、会議開催の準備、運営および残務整理に要する経費に支出する。

第５条　　経費の支出は、支払い担当者が事務局長の承認を得て支払い手続きを行うものとする。支払いが終わったときは収支元帳に支払い年月日、支払先、支払金額を記入し、帳簿残高を記入するものとする。

第６条　　支払いを行った場合には、その証拠書類として以下に掲げる書類を完備するものとする。ただし、１件の購入または支払金額が100万円以下の場合は(5)契約書の作成を、20万円以下の場合は(4)以外の書類の作成を省略できる。

 　(1)見積書、(2)納品書、(3)請求書、(4)領収書、(5)契約書

1. 事務局長は、会議終了後すみやかに収入支出の状況を記した帳簿、証拠書類その他関係書類を整理し、収入支出決算書を作成し、報告書の作成を行うものとする。報告書へは、会計監査のため、会長の承認を得たあと監査担当委員２名以上の署名・捺印を要するものとする。その後、公認会計士の監査を受けるものとする。

公認会計士の監査は必ず受けてください

1. 寄附金の管理は第7条の処理をもって終了する。
2. 本規定に定めなき事項及び具体的な取り扱いの要領については、組織委員会（「組織委員長」「組織委員長及び財務委員長」等に適宜変更可）の承認により実施するものとする。

附則

1.この規定は、　　　年　　　月　　　日から施行する。

＜第１１回○○国際会議実行委員会規約＞

　【名称】

第１条　この会は、第１１回○○国際会議実行委員会（以下「本会」という）と称する。

　【目的】

第２条　本会は、第１１回○○国際会議の開催・運営の企画・推進を行うことを目的とする。

　【事業】

第３条　本会は、第２条の目的のために、次の事業を行う。

 (1)第１１回○○国際会議の開催・運営

 (2)その他本会の目的を達成するために必要な事業

　【組織】

第４条　本会に会長１名、副会長７名を置く。副会長は次に掲げる小委員会の長を兼ねる。

 (1)募金委員会　(2)財務委員会　(3)広報委員会

必要に応じて追加及び削除してください

 (4)渉外委員会　(5)プログラム委員会　(6)ソーシャル委員会

 (7)宿泊委員会

　　２　各委員会には、会長によって委嘱される委員を数名置く。

　　３　各委員会は、会長の諮問に応じ事業の執行に関して必要な事項の企画、立案を行うほか、事業の実施を推進する。

　　４　各委員会についての必要な事項は、会長が別に定める。

　【会長・副会長の選出】

第５条　本会の会長は、本会によって委嘱される。

　　２　副会長は、本会の構成員のうちから会長が委嘱する。

　【会長・副会長の職務】

第６条　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

　　　２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは会長が定める順序により、その職務を代行する。

　【会長・副会長の任期】

第７条　会長、副会長の任期は、第１２条に基づき解散までとする。

　【名誉総裁、顧問】

第８条　本会に、名誉総裁及び顧問を置くことができる。

　　　２　名誉総裁及び顧問は、会長が委嘱する。

　　　３　名誉総裁及び顧問は、会務の重要事項に関し意見を述べ、助言を与えることができる。

　【事務局】

第９条　本会の事務を処理するため、事務局を〇〇（住所：〇〇〇〇）に置く。

　　　２　事務局に、会長によって委嘱される事務局長および事務局員を置く。

　　　３　事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

　【経費】

第１０条　本会の経費は、会議登録費、寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。

　【会計年度】

第１１条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

　【解散】

第１２条　本会は日本で開催される第１１回○○国際会議の終了および収支決算書と報告 書の作成の終了をもって解散する。

　【委任】

第１３条　　この規約の定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

　附記

　　　１　この規定は、　　　年　　　月　　　日から施行する。